

|                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会（第4回） |                   |
| 令和6年11月26日                 | 全国民生委員児童委員連合会提出資料 |

#### 第4回「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」への提出資料

民生委員・児童委員のなりて確保への対応は、自治体が主体的に地域の自治会、福祉団体等とともに選任の取り組みを図る必要がある。さらに、地域の生活課題、福祉課題への対応に、地域住民を含めたさまざまな関係機関・団体が連携・協働することで、支援の必要な方々への適切な対応が図られ、民生委員・児童委員活動の負担軽減にもつながることになる。そのためにも、各自治体における地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築を速やかに推進されたい。

以上の要望を踏まえ、昨年閣議決定により、「地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る」とされて設置された本検討会の議論の整理に向け、民生委員・児童委員の団体の立場で、以下3点を申しあげる。

- (1) 提案等の具体例の一つである「民生委員の任期途中で転居に至ったケース＜残期間のみ＞」であっても、転居する直前まで民生委員・児童委員が地域住民の一人であったという実態をもって、地域住民、当該民生委員児童委員協議会の理解が得られる等の条件を踏まえる限定的な取扱いであることを確認したい。
- (2) 令和7年12月の一斉改選に向けて、地方自治体段階での推薦に向けた取り組みを早期に着手するよう厚生労働省及びこども家庭庁から文書等を発出され、働きかけを願いたい。
- (3) 地域共生社会の実現に資するためにも、本検討会にて課題提起のあった民生委員・児童委員活動の負担軽減及び環境改善に向けた国における検討の場を早期に設置されたい。

令和6年11月26日  
 全国民生委員児童委員連合会  
 副会長 長田 一郎  
 副会長 高山 科子